

特区民泊の最低宿泊日数について

1. 大阪市の特区民泊（国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）の最低宿泊日数は2泊3日です。
2. 仲介サイト等で予約を受け付ける際は、必ず「2泊3日以上から」と設定してください。
3. 住宅宿泊事業の届出をして、特区民泊の認定を受けている住宅は、両方の事業の制約が全て適用されます。

制約：年間宿泊日数180日以内、宿泊日数の定期報告義務、最低宿泊日数2泊3日

◎ **1泊2日で宿泊させた場合は、旅館業法違反です。必ず2泊3日以上というルールを守ってください。**

（違反した場合、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金、もしくはその両方が科されることがあります。）

問合せ先：大阪市経済戦略局観光部観光課（観光施策担当）

TEL：06-6469-5156 メールアドレス：teiki-houkoku@city.osaka.lg.jp

・English version

Minimum Limitation of Accommodation Days for Special Zone Private Lodging



(URL)

https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/cmsfiles/contents/0000671/671598/tokku_e.pdf

・中文版

有关特区民宿的最低住宿天数



(URL)

https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/cmsfiles/contents/0000671/671598/tokku_c.pdf

・한국어판

특구 민박의 최소 숙박 기간에 대하여



(URL)

https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/cmsfiles/contents/0000671/671598/tokku_k.pdf